

平成31年1月24日
九州産業保安監督部

鉱山保安法違反に対する嚴重注意を行いました

九州産業保安監督部は、菱刈鉱山（鉱業権者 住友金属鉱山株式会社（法人番号 9010401015273））の鉱業代理人に対し、平成31年1月24日に火薬類のため（電気雷管紛失）事故について嚴重注意を行いました。

1. 概要

(1) 経緯

鹿児島県伊佐市に所在する菱刈鉱山において、平成29年1月23日に発破作業中、雷管1本が紛失する事故が発生し、鉱山からは、平成30年11月27日に当部へ報告がありました。

このため、九州産業保安監督部は、平成30年11月、12月に2回の立入検査を実施しました。

立入検査の結果、紛失した雷管（1本）は発見されていないものの、現場の発破で殉爆した可能性が高いと判断しました。

平成30年12月25日に菱刈鉱山鉱業代理人から事故原因及び再発防止対策について、当部へ報告がなされました。

(2) 法令違反等の内容

①事故報告について、当部へ速やかに報告されていなかった。

鉱山保安法第41条に基づく鉱山保安規則第46条第1項第5号
鉱山保安法第21条

②鉱山において定めている保安規程、作業手順等が遵守されていなかった。

鉱山保安法第9条に基づく鉱山保安規則第27条第1号
鉱山保安法第21条

2. 当部の対応

当部は、平成31年1月24日菱刈鉱山の鉱業代理人に対し、鉱山保安法令を遵守し、再発防止対策の徹底等鉱山の保安確保のために万全の措置を講ずるよう嚴重注意しました。

また、当部は、提出された再発防止対策が適正であることを確認しており、今後速やかに、本対策の実施状況を立入検査において確認することとしています。

(お問い合わせ先)

九州産業保安監督部鉱山保安課長 山本博幸
担当者：末松、栗原
電話：092-482-5931